

# 『今後の水環境モニタリングのあり方』策定に向けた検討について(概要)

## 【水質測定計画の策定】

◆**常時監視の責務**  
都道府県知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視しなければならない。

(水質汚濁防止法第15条第1項)

◆**測定計画の策定**  
都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。

(水質汚濁防止法第16条第1項)

毎年、環境審議会 水・土壌・大気部会で水質測定計画について審議し、策定

## 【課題・状況の変化】

◆**新たな環境基準項目等の順次追加**

高度な分析機器や高い精度の分析が必要な項目の増加

- ・項目の追加: LAS、大腸菌数等
- ・新たな環境基準の設定: 透明度、下層DO

◆**水質の改善**

琵琶湖、流入河川双方において、多くの項目で改善傾向  
健康項目、要監視項目: 多くの項目で報告下限値未滿

◆**全窒素、北湖を除く全りん、CODは環境基準未達成**

◆**顕在化してきた水質・生態系の変化**

プランクトン種の変化、局所的な水質悪化

◆**抜本的な調査方法の見直し**

- ・調査項目、頻度、地点の再検討
- ・水質自動測定的位置づけ
- ・顕在化してきた水質変化への対応
- ・琵琶湖における新たな水質管理手法

【課題・状況の変化】を踏まえ

## 今後の水環境モニタリングのあり方

について検討する  
(平成25年度～27年度)

## 【検討事項(案)】

○**測定計画における調査項目、調査頻度の見直し**

- ・これまでのモニタリング結果やPRTR法のデータを活用し効率化
- ・新たな環境基準項目等の順次追加への対応

○**測定計画における調査地点、地点分担の見直し**

- ・各測定地点の位置づけについて整理
- ・新たな環境基準を適切に評価するための環境基準点の設定
- ・地点分担の見直し
- ・表層の水質調査と水深別水質調査

○**水質自動測定のあり方について**

## 【国の動き】

◆**透明度と下層DOの環境基準化検討**

## 【県における考え方・指針】

- ◆琵琶湖および流域の水環境モニタリングのあり方について(H17.3)(環境審議会報告)
- ◆新たな琵琶湖および流域の水環境モニタリングの具体的検討について(H18.3)(部長通知)

## 【国における水質常時監視の処理基準・指針等】

- ◆水質モニタリング方式効率化指針(H11.4.30通知)
- ◆公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き(H21.3)

## 【検討スケジュール(案)】

年度	今後の予定	国の法令改正の動向
25	『今後の水環境モニタリングのあり方』について検討 ↓ H26水質測定計画の策定	生活環境項目に「LAS」要監視項目「3項目」追加
26	↓ H27水質測定計画の策定	「透明度」「下層DO」を環境基準に設定
27	↓ 「モニタリングのあり方」についてとりまとめ ↓ H28水質測定計画の策定 ↓ 第7期湖沼水質保全計画の策定(H28～H32年度)	生活環境項目に「大腸菌数」追加